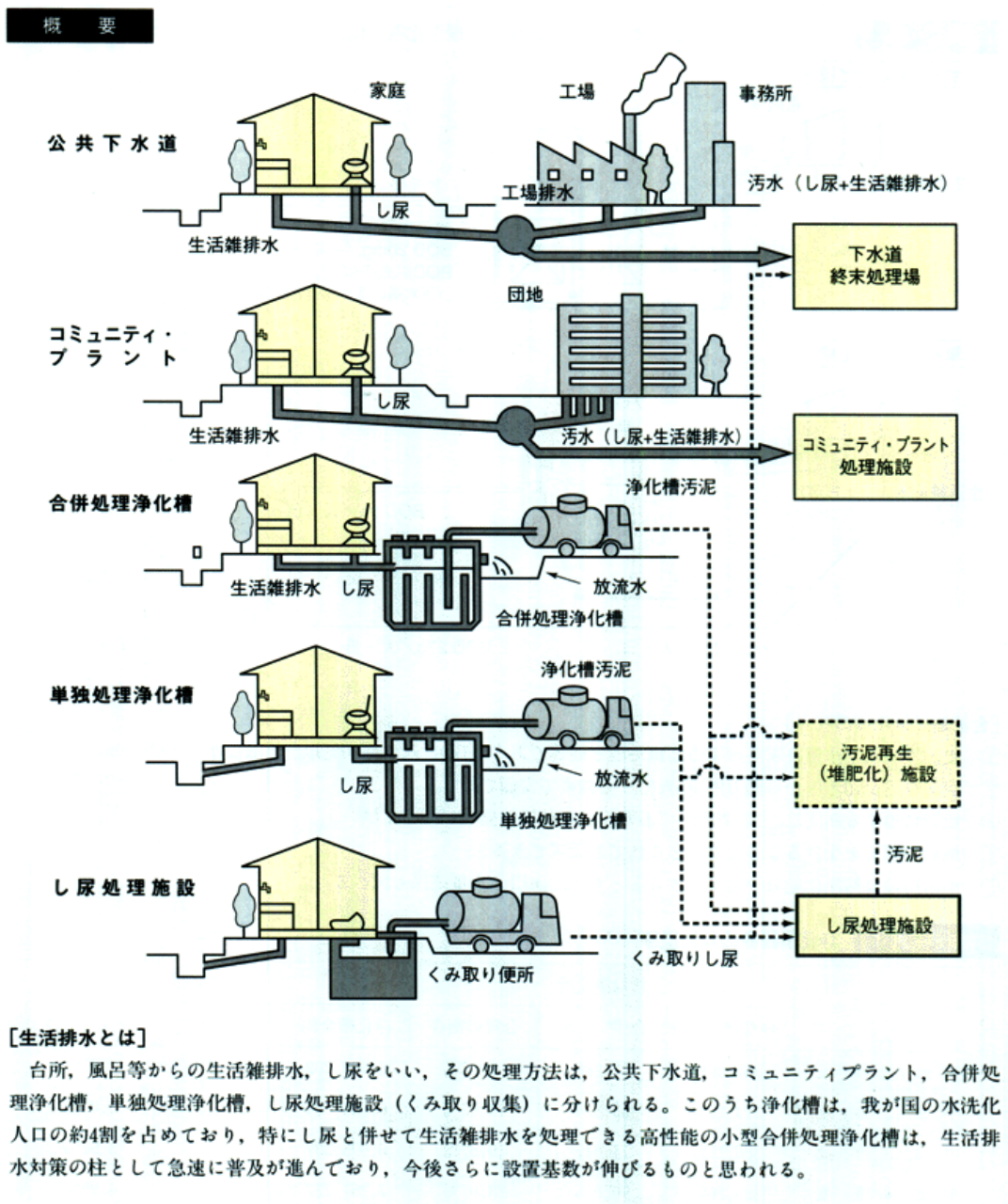


生活排水処理

概要



[生活排水とは]

台所、風呂等からの生活雑排水、し尿をいい、その処理方法は、公共下水道、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設(くみ取り収集)に分けられる。このうち浄化槽は、我が国の水洗化人口の約4割を占めており、特にし尿と併せて生活雑排水を処理できる高性能の小型合併処理浄化槽は、生活排水対策の柱として急速に普及が進んでおり、今後さらに設置基数が伸びるものと思われる。

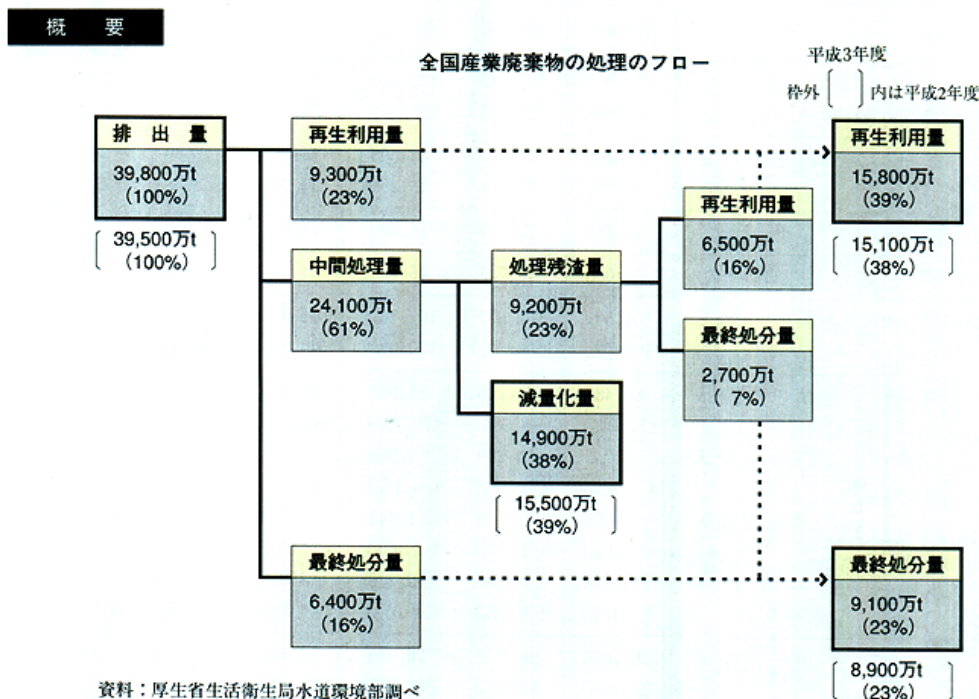
詳細データ1し尿処理の推移(全国)

年 度		昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	
総 人 口 (千人)		122,000	122,185	122,648	123,137	123,529	124,150	
計 画 処 理 区 域 内 人 口 (千人)		121,868	122,083	122,592	123,066	123,480	124,040	
水 洗 化 人 口 (千人)	公 共 下 水 道 浄 化 槽	37,701	39,801	42,508	44,851	47,802	50,017	
	計	70,783	73,337	75,800	78,616	81,396	84,349	
非 水 洗 化 人 口 (千人)		51,085	48,745	46,792	44,450	42,084	39,692	
計 画 処 理 区 域 内 の く み 取 り し 尿 総 量 (kl/日)		104,531 (100.0%)	102,831 (100.0%)	102,767 (100.0%)	101,024 (100.0%)	99,201 (100.0%)	100,719 (100.0%)	
く み 取 り し 尿 の 内 訳 (kl/日)	計 画 取 集 量	し 尿 処 理 施 設	80,480 (77.0%)	80,776 (78.6%)	81,963 (79.8%)	81,917 (81.1%)	81,178 (81.8%)	82,148 (81.6%)
		下 水 道 投 入	4,738 (4.5%)	4,249 (4.1%)	4,260 (4.1%)	3,843 (3.8%)	4,100 (4.1%)	5,986 (5.9%)
		農 村 還 元 等	1,809 (1.7%)	1,529 (1.5%)	1,442 (1.4%)	1,268 (1.3%)	1,209 (1.3%)	1,022 (1.0%)
		海 洋 投 入	10,048 (9.6%)	9,588 (9.4%)	9,240 (9.0%)	8,722 (8.6%)	8,018 (8.1%)	7,340 (7.3%)
	計	97,076 (92.9%)	96,242 (93.6%)	96,905 (94.3%)	95,749 (94.8%)	94,504 (95.3%)	96,496 (95.8%)	
	自 家 処 理 量	7,455 (7.1%)	6,589 (6.4%)	5,862 (5.7%)	5,276 (5.2%)	4,697 (4.7%)	4,224 (4.2%)	

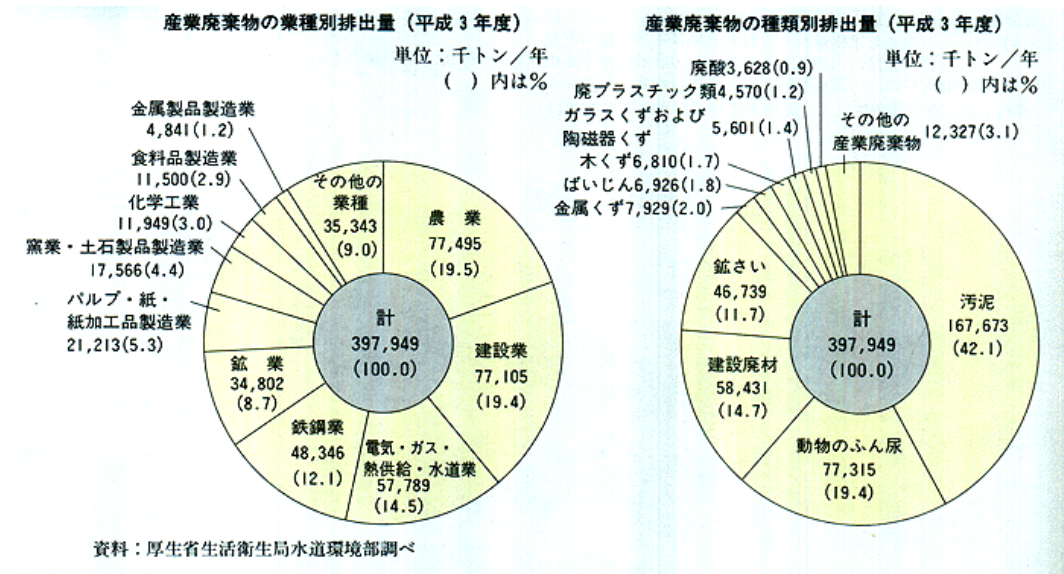
(注) 1. くみ取りし尿総量=くみ取りし尿量+浄化槽汚泥量
 2. 単位未満は、四捨五入してあるため合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。
 3. 総人口は、一部市町村の外国人人口が含まれている。
 資料：厚生省生活衛生局水道環境部監修「日本の廃棄物'94」

産集廃棄物の処理

概要 全国産業廃棄物の処理のフロー



詳細データ1



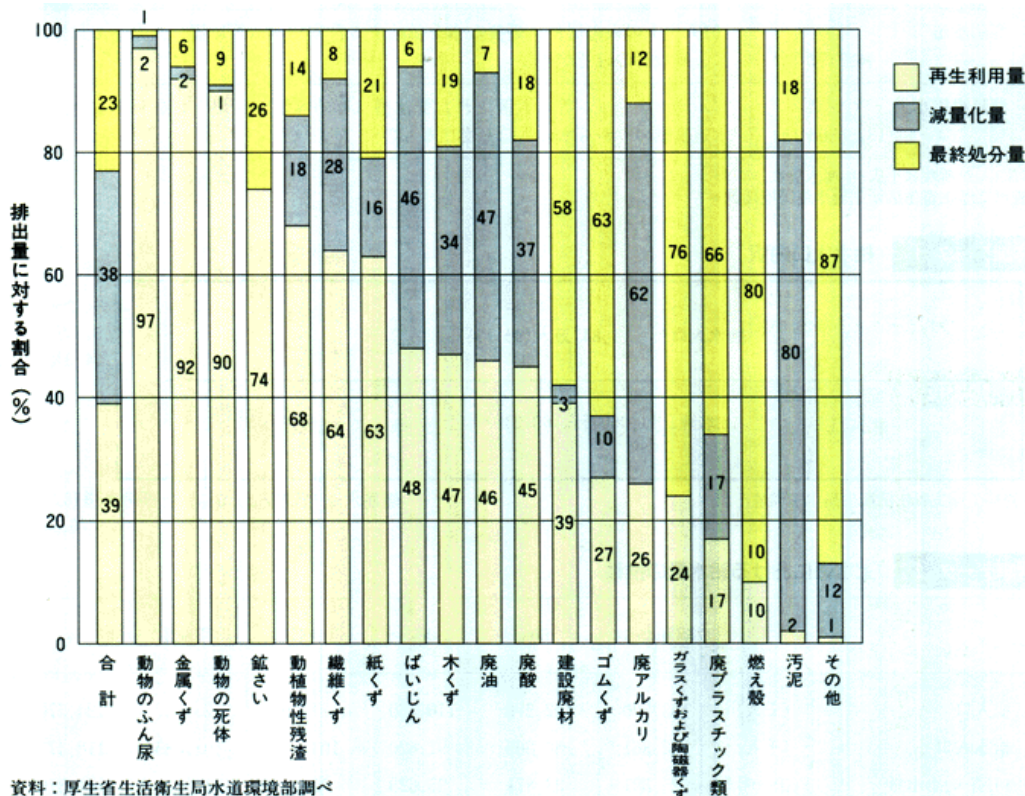
詳細データ2 産業廃棄物の処理施設数(平成4年4月現在)

詳細データ 2 産業廃棄物の処理施設数 (平成4年4月現在) (単位:件数)

中間処理施設 10,440 (9,912)												最終処分場 2,530 (2,599)		
汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設(機械)	汚泥の乾燥施設(天日)	汚泥の焼却施設	廃油の油水分離施設	廃油の焼却施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類の焼却施設	コンクリート固型化施設	水銀を含む汚泥のばい焼施設	シアンの分解施設	しゃ断型処分場	安定型処分場	管理型処分場
6,109 (5,800)	221 (212)	86 (91)	570 (537)	280 (278)	527 (483)	248 (248)	244 (219)	1,804 (1,688)	69 (68)	2 (3)	280 (285)	37 (39)	1,490 (1,464)	1,003 (1,096)
合 計												12,970 (12,511)		

()内は、前年度の調査結果である。
 資料:厚生省生活衛生局水道環境部調べ

詳細データ3 産業廃棄物の種類別再生利用率,中間処理による減量化率および最終処分率



詳細データ4 不法投棄処分量の推移

年 度	昭和60年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
処 分 量	241,000	869,000	1,899,000	2,098,000	1,370,000	1,450,000

資料：警察庁調べ

水道行政の概要

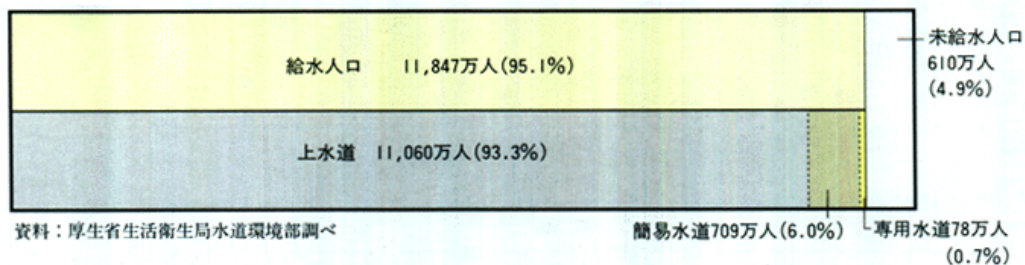
概要

水 道 事 業	上 水 道 事 業 (1,969か所)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の需要に応じて水を供給する事業 ・経営は原則として市町村 ・厚生大臣の認可が必要 	給水人口5,001人以上
	簡易水道事業 (10,390か所)		給水人口101人以上5,000人以下
水道用水供給事業 (105か所)		水道事業に対して浄水を卸売する事業 県、一部事務組合による経営が多い。厚生大臣の認可が必要	
専用水道 (4,247か所)		101人以上の人の居住に必要な水を供給する自家用水道等設置に当たっては知事による設計の確認が必要	
簡易専用水道 (137,656か所)		ビル、マンション等に設置された受水槽（有効容量10m ³ 以上）を有する水道で水道事業のみから水の供給を受けるもの	

(注) か所数は平成3年度末現在。
資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

安全な水道水の安定した供給を確保するため、その水質や施設についての基準、水道事業の経営や管理についての規則などが水道法に定められている。

詳細データ1 給水人口内訳

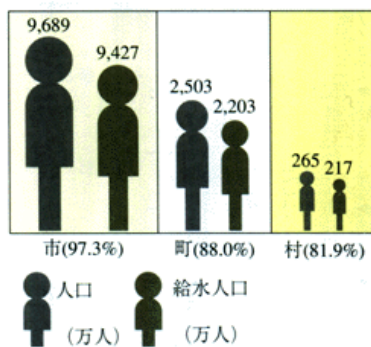


詳細データ2 上水道における給水量の推移

	昭和45年	50	55	60	平成2	4
総人口 (千人)	103,720	112,279	116,860	121,005	123,557	124,570
給水人口 (千人)	72,361	88,065	97,620	104,135	108,885	118,471
1日平均給水量 (千 m ³)	25,391	32,871	35,623	39,498	43,348	44,378
1人1日平均給水量 (l)	351	372	361	376	394	398
1日最大給水量 (千 m ³)	32,644	42,211	45,500	50,193	51,149	54,811
1人1日最大給水量 (l)	451	480	461	477	493	491
普及率 (%)	80.8	87.6	91.5	93.3	94.7	95.1

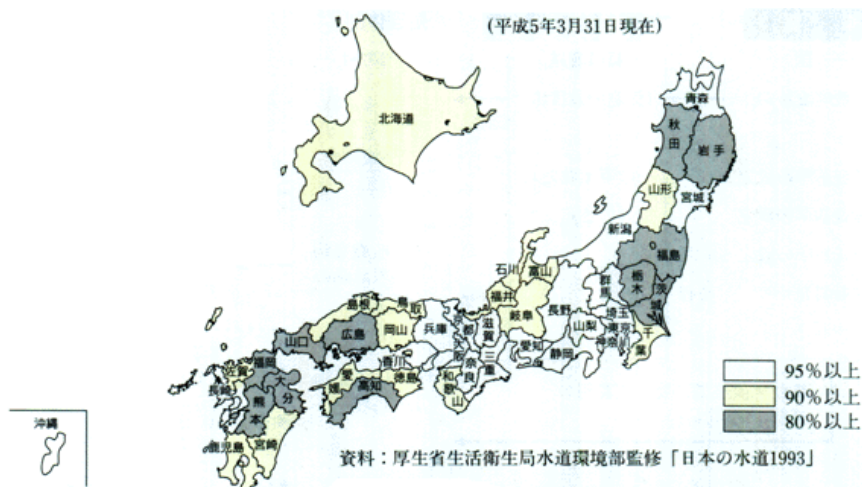
資料：厚生省生活衛生局水道環境部監修「平成6年版水道便覧」

詳細データ3 市町村別の普及状況

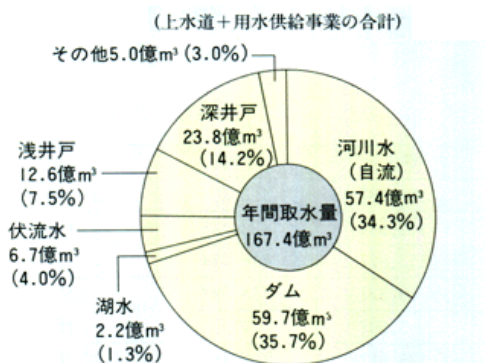


資料：厚生省生活衛生局水道環境部監修
「日本の水道1993」

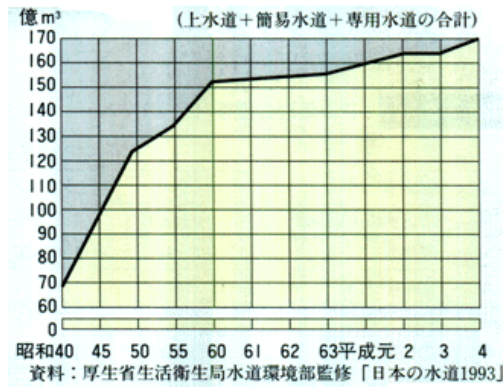
詳細データ4 都道府県別水道普及率



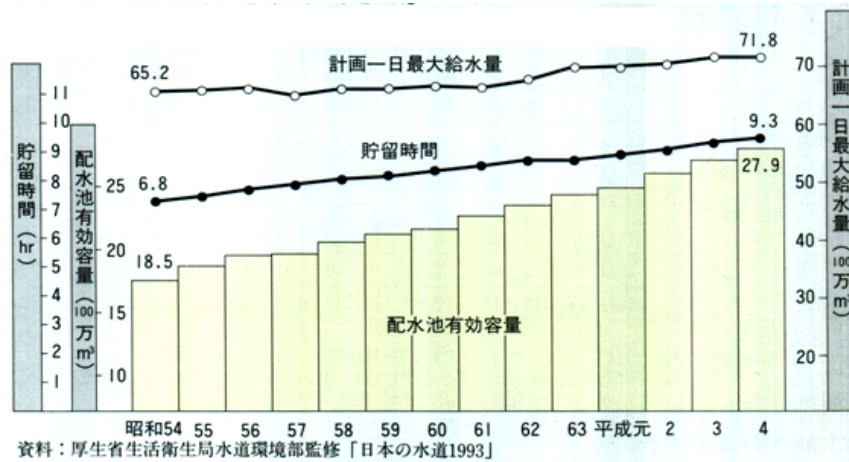
詳細データ5 水道水源の種別(平成4年度)



詳細データ6 水道の年間総給水量の推移

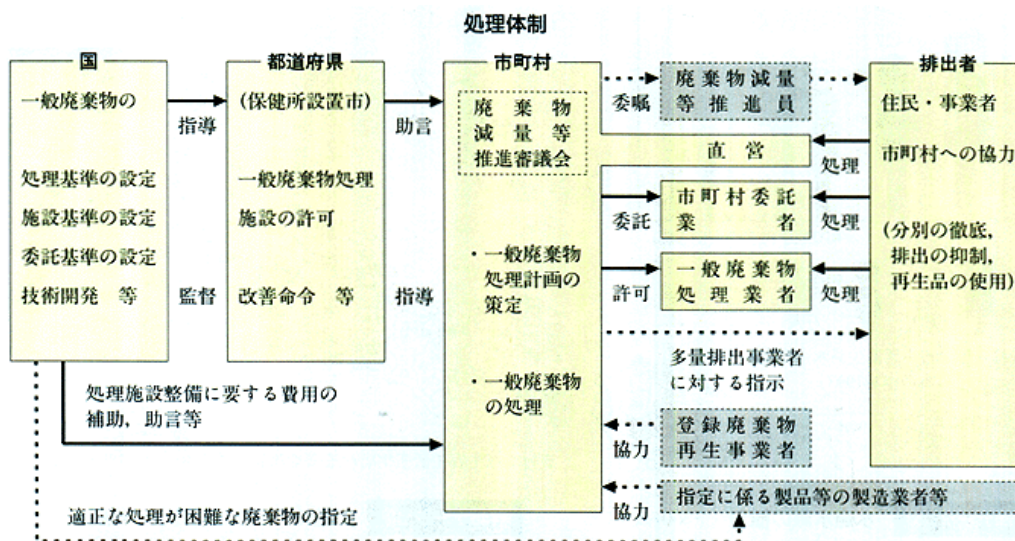


詳細データ7 配水池の有効容量,貯留時間および計画一日最大給水量の推移



一般廃棄物(ごみ)の処理

概要 処理体制



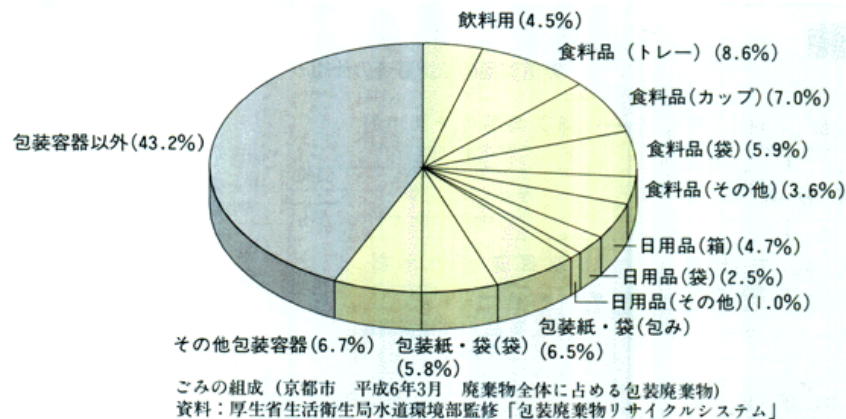
(注) 点線は廃棄物処理法改正により新たに設けられたもの。

詳細データ1 ごみ処理の推移(全国)

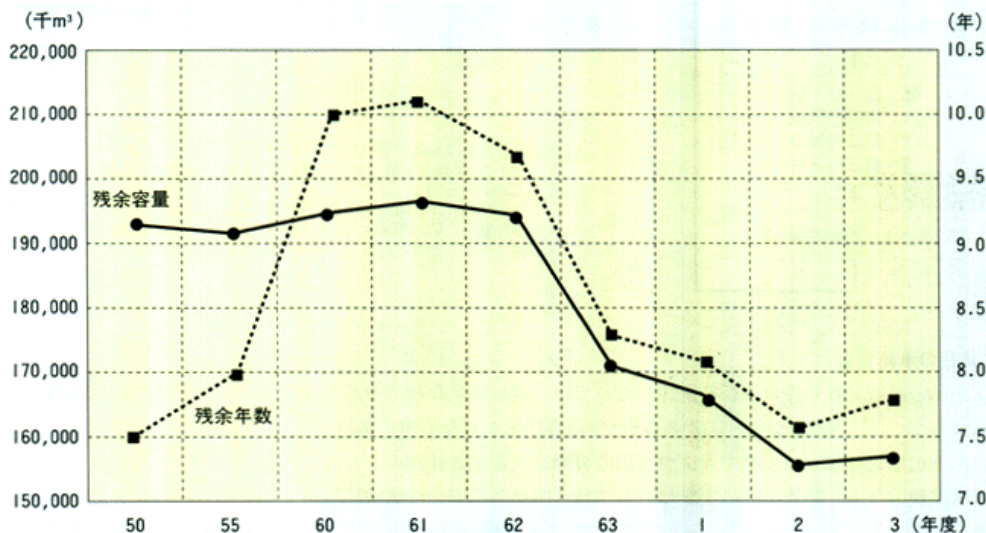
		昭和63年度		平成元		平成2		平成3	
人口	総人口 (千人)	122,648		123,137		123,529		124,150	
	①計画処理区域内人口 (千人)	122,515		122,954		123,432		124,055	
ごみ排出量	収集量 (t/日)	108,830		113,977		116,424		114,954	
	直接搬入量 (t/日)	19,784		19,327		18,563		20,891	
	自家処理量 (t/日)	3,967		3,608		3,209		2,861	
	②合計 (t/日)	132,582		136,912		138,196		138,708	
	③1人1日当たり排出量 (g/人日)	1,082		1,114		1,120		1,118	
中間処理量	焼却 (t/日)	93,552	72.8 (%)	98,424	73.9 (%)	100,482	74.4 (%)	98,822	72.8 (%)
	直接埋め立て (t/日)	29,613	23.0	28,772	21.6	27,519	20.4	23,109	17.0
	高速堆肥化 (t/日)	153	0.1	157	0.1	241	0.2	156	0.1
	粗大ごみ処理施設 (t/日)	—	—	—	—	—	—	7,508	5.5
	資源化等を行う施設 (t/日)	—	—	—	—	—	—	4,216	3.1
	堆肥化・飼料 (t/日)	12	0.0	12	0.0	10	0.0	—	—
	その他 (t/日)	5,285	4.1	5,780	4.3	6,765	5.0	2,027	1.5
	合計 (t/日)	128,615	100.0	133,145	100.0	135,016	100.0	135,839	100.0

(注) 1. ③=②/①
 2. 団体による集団回収量は、公共が関与して町内会、PTA等が集団回収した量である。
 3. 中間処理に伴う資源化量は、資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し、資源化した量である。
 4. 単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。
 5. 総人口は一部市町村の外国人人口が含まれている。
 資料：厚生省生活衛生局水道環境部調べ

詳細データ2 容器・包装廃棄物の割合



詳細データ3 埋立処分地残余容量の推移



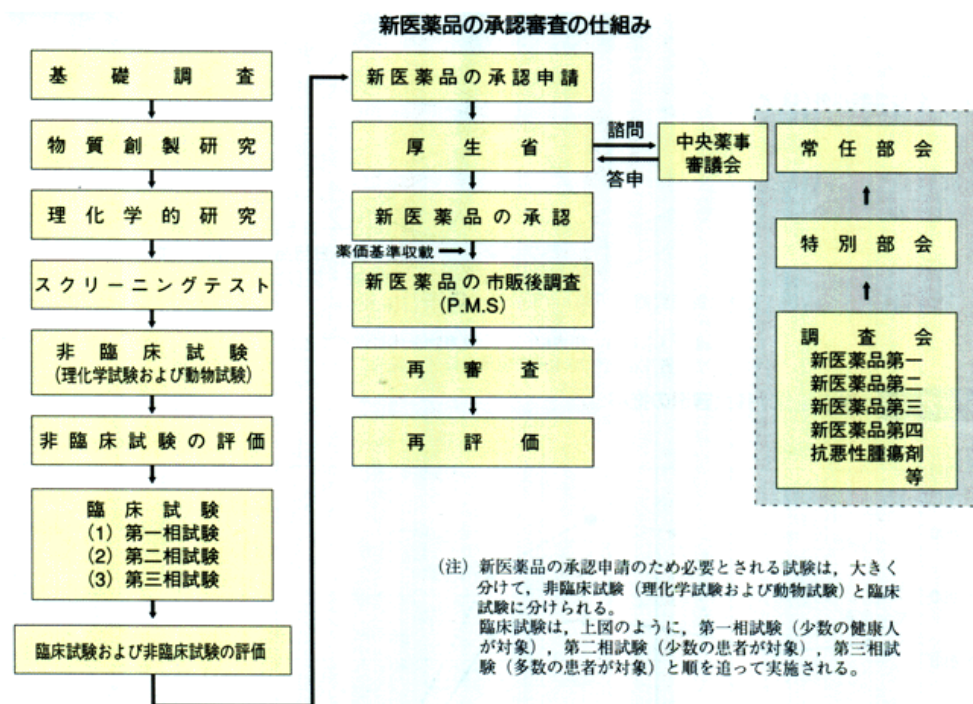
詳細データ4 資源ごみの分別収集を実施している市町村数

	缶	びん	古紙	牛乳パック	古繊維	発泡スチロールトレイ	PETボトル	資源ごみ分別実施市町村
市町村数	1,092 (33.7%)	983 (30.4%)	590 (18.2%)	327 (10.1%)	318 (9.8%)	66 (2.0%)	45 (1.4%)	1,342 (41.5%)

資料：厚生省生活衛生局水環境部調べ（対象3,236市町村，平成5年6月1日調査）
 （備考）昭和63年度（5年前）における資源ごみ分別収集実施市町村数は，683市町村。

医薬品・医薬部外品・化粧品の承認・許可制度

概要 新医薬品の承認審査の仕組み



[新医薬品の承認審査]

新医薬品の品質・有効性および安全性については、特に慎重な検討を必要とするため、基礎や臨床関係の多くの資料に基づいて、医学・薬学・獣医学・統計学の専門家からなる中央薬事審議会(厚生大臣の諮問機関)で審議を行い、その結果に基づいて厚生大臣が承認の可否を決定する仕組みとなっている。

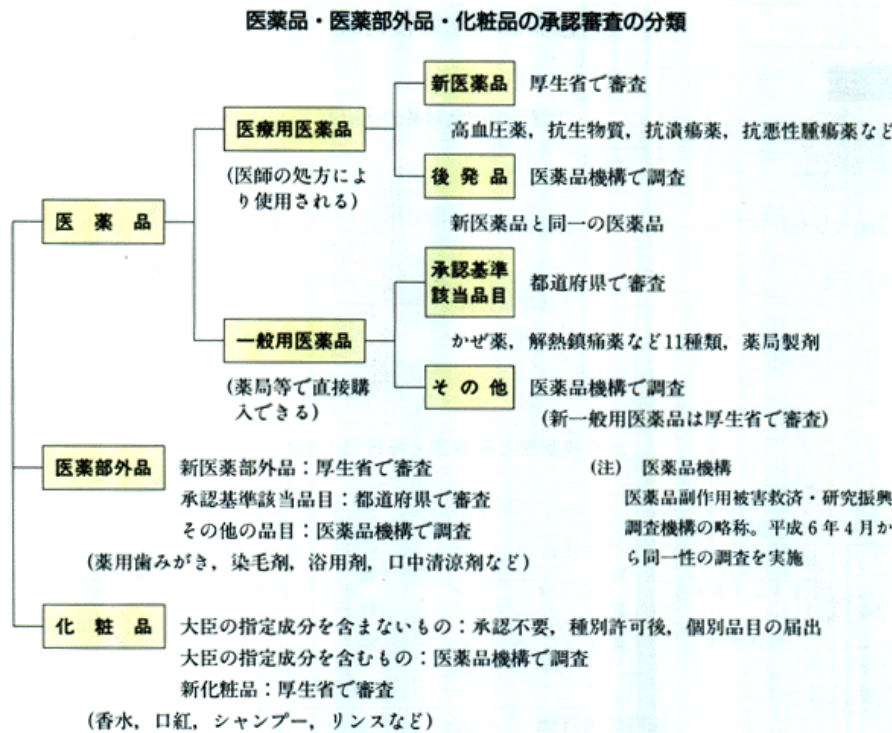
非臨床試験のうち、動物試験の実施に対しては「医薬品の安全性試験の実施に関する基準(GLP)」,臨床試験の実施に対しては「医薬品の臨床試験の実施に関する基準(GCP)」が定められ、それぞれの試験が適正に実施されるように規制されている。

[医薬品等の製造(輸入販売)業の許可]

医薬品・医薬部外品・化粧品の製造(輸入販売)業の許可に当たっては、製造所(営業所)の構造設備、製造管理・品質管理の方法が基準に適合すること、申請者が欠格事由に該当しないことが審査される。

平成7年4月から一部の高度な製造技術を要する医薬品の場合を除き、都道府県が許可を与えることとなっている。

医薬品・医薬部外品・化粧品の承認審査の分類



[新医薬品以外の承認審査]

- ・ 医療用後発医薬品の承認審査

新医薬品と同一の後発品は、医薬品機構で、該当する新医薬品との同一性を調査される。

- ・ 一般用医薬品の承認審査

承認基準が作成された品目は、その基準に従って都道府県で審査される。

その他の品目は、医薬品機構で、既承認品目との同一性が調査される。

- ・ 医薬部外品、化粧品の承認審査

医薬品機構で、既承認品目との同一性が調査される。

- ・ なお、新一般用医薬品等の審査は厚生省で行われる。

詳細データ1 平成6年の承認(許可)の実績

	医療用医薬品	一般用医薬品	医薬部外品	化粧品
承認	1,520	1,469	4,051	承認 881
製造 一変	942	409	362	一変 5
計	2,462	1,878	4,413	計 886 許可 9,995 届出 22,210 計 32,205
承認	436	120	124	承認 99
輸入 一変	333	32	8	一変 4
計	769	152	132	計 103 許可 2,460 届出 4,683 計 7,143

資料：厚生省薬務局調べ

医薬品等の製造(輸入販売)業許可数

医薬品等の製造(輸入販売)業許可数

区 分	医 薬 品	医薬部外品	化 粧 品	計
製 造 業	2,386	1,080	1,457	4,923
輸 入 販 売 業	746	134	672	1,552
計	3,132	1,214	2,129	6,475

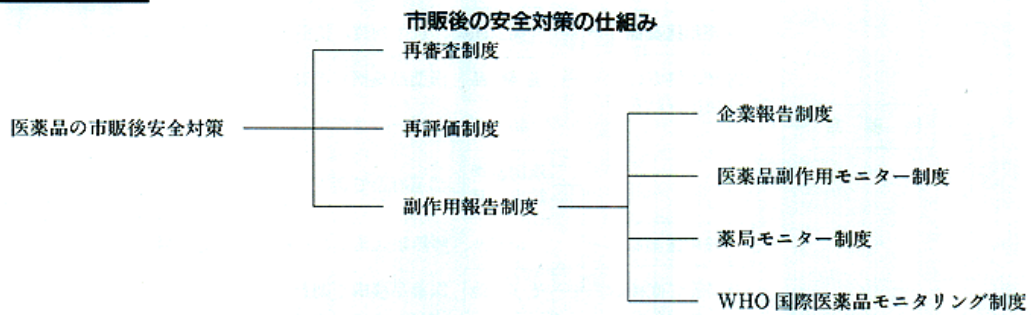
資料：厚生省薬務局調べ

(平成6年現在)

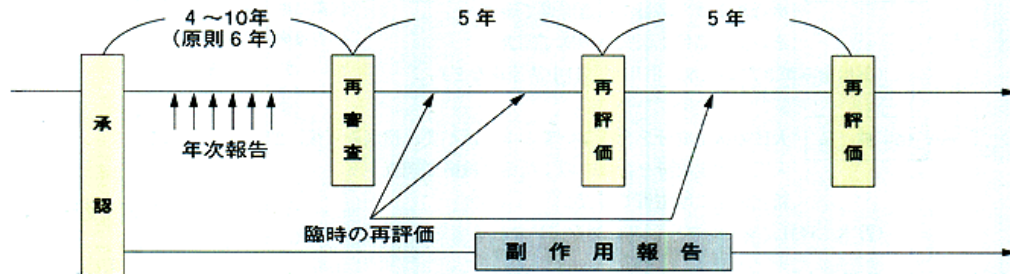
医薬品の市販後対策

概要

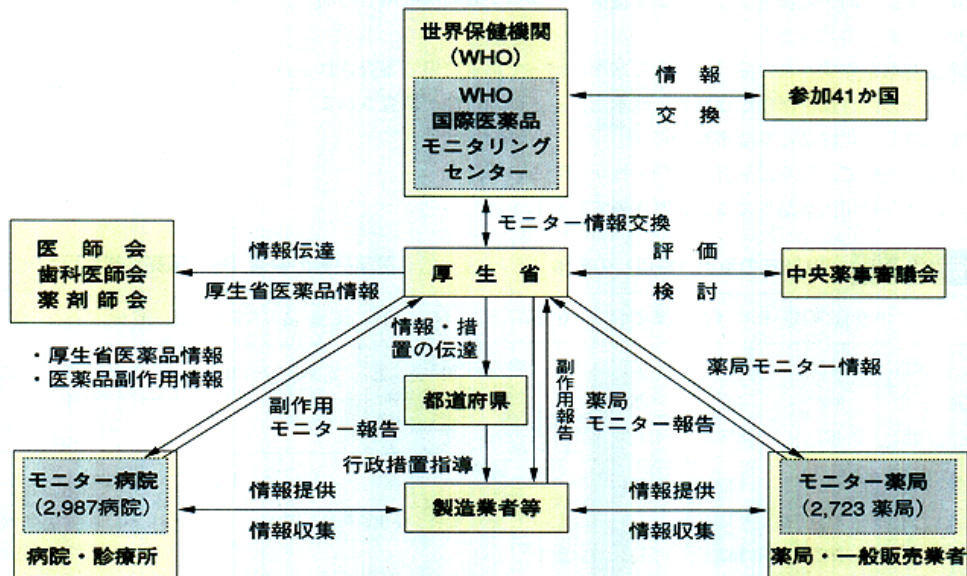
概 要



市販後調査と再審査・再評価の流れ



副作用報告制度の概略



詳細データ1 医療用医薬品再評価結果一覧表(平成6年9月8日まで)

	総合評価 (品目数)									
	有用性が認められるもの		承認事項の一部を変更すれば有用性が認められるもの		有用性が認められないもの		再評価申請後申請者が承認を整理したものの		計	
	単味剤	配合剤	単味剤	配合剤	単味剤	配合剤	単味剤	配合剤	単味剤	配合剤
第1次再評価	10,470	628	6,778	509	915	201	139	138	18,302 (18,146)	1,476 (1,452)
第2次再評価	82	23	1,251	127	38	4	76	38	1,447	192
新再評価	317	4	920	5	9	2	15	0	1,261	11

(注) 1. ()内は1品目で2回以上結果公示されているものを調整した数
 2. 第1次再評価：昭和42年9月30日以前に承認された成分を対象
 3. 第2次再評価：昭和42年10月1日以降昭和55年3月31日までに承認された成分を対象
 4. 新再評価：全ての成分を対象
 資料：厚生省薬務局調べ

詳細データ2 医療用医薬品再審査結果一覧表(平成6年9月8日まで)

有用性が認められるもの		承認事項の一部を変更すれば有用性が認められるもの		有用性が認められないもの	
成分数	品目数	成分数	品目数	成分数	品目数
413	1,164	33	98	0	0

資料：厚生省薬務局調べ

詳細データ3 最近10年間の副作用報告件数等の推移

年 度	モニター施設数	モニター報告数	企業報告数	合計報告数
昭和59 (1984)	1,005	767	1,072	1,839
60 (1985)	1,005	803	1,183	1,986
61 (1986)	1,041	890	1,562	2,452
62 (1987)	1,049	854	1,669	2,523
63 (1988)	1,057	1,025	1,672	2,697
平成元 (1989)	2,187	1,332	2,357	3,689
2 (1990)	2,910	1,374	2,523	3,897
3 (1991)	2,923	1,451	3,823	5,274
4 (1992)	2,979	1,667	6,540	8,207
5 (1993)	2,987	1,505	8,440	9,945

資料：厚生省薬務局調べ